

平成 27 年 10 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

納税課公文書改竄事件の対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次とおり質問する。

1 件名

納税課公文書改竄事件に係る総務部職員課の対応

2 質問の要旨

1. 件名について、職員として市長に説明する際に於いても改竄という言葉を使わず、修正という言葉を用いていたのか。
2. 納税課（再任用職員）小原芳則は、公文書の改竄を首謀し、何度と改竄を実行させたことは事実か。
3. 改竄という行為を修正と表現したのは、総務部長の指示か。
職員課長がそのような言葉を先に具申したのか。（使用の端緒を明らかにせよ）

3 答弁を求める者

職員課長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 14 日まで） ・ 無

（理由：改竄した事実を修正という言葉を使って改竄した職員課の悪意ある姿勢を追及すべく緊急質問を行う為。良心に従い、真実を答弁せよ。）